

生	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

生 保 第 2 7 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

古物営業法施行規則の一部を改正する規則の公布・施行について

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和5年国家公安委員会規則第9号）が本年5月11日に公布・施行された。

本改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、これまで、記録先がマイナンバーカードのみに限定されていた署名用電子証明書が、新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書（スマートフォンに搭載された署名用電子証明書）の提供を受ける方法を古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）上の本人確認方法の一つとして規定するものである。

各警察署にあつては、以上を踏まえ、事務処理上遺憾のないように運用されたい。

(添付資料)

別添 改正規則の官報の写し

担当：生活保安課
営業・危険物係